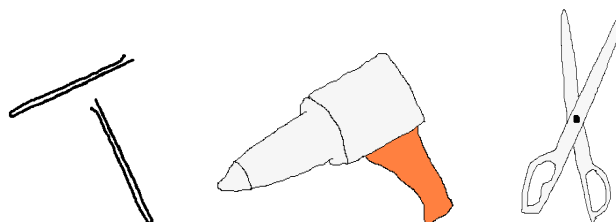


美容所のでびき



那覇市保健所

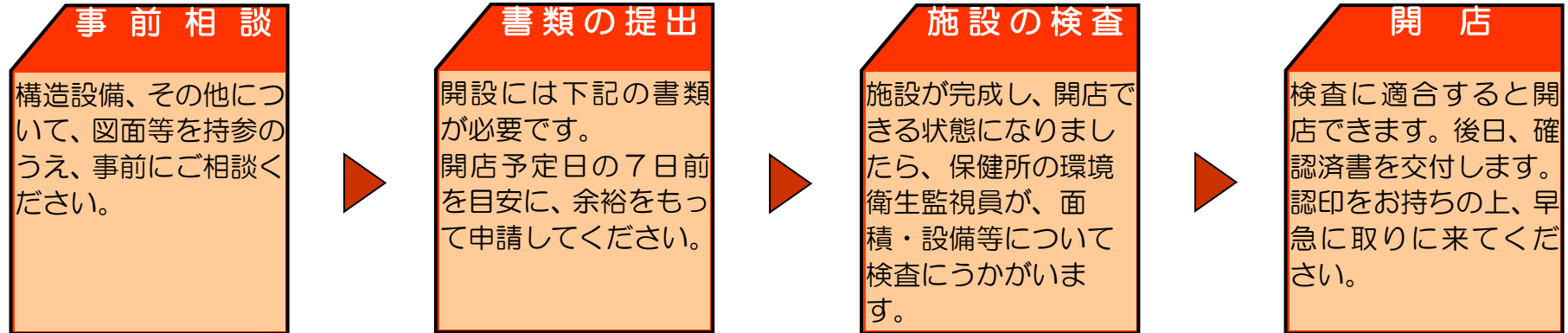
生活衛生課 医務薬務環境グループ

〒902-0076 沖縄県那覇市与儀1-3-21

電話 098-853-7963

ファックス 098-853-7965

美容所開設までの手続き



開設時に必要な書類

- ✂ 開設届・開設者及び有資格者の履歴書
- ✂ 構造設備の概要
 - ❖ 施設の平面図
- ✂ 従業員名簿
 - ❖ 有資格者の免許証（本証提示・写し添付）
 - ❖ 有資格者は医師による診断書（結核・伝染性皮肤病疾患の有無が記載された、1か月以内のもの）
 - ❖ 管理美容師の講習修了証：有資格者が複数人いる場合（本証提示・写し添付）
- ✂ 検査手数料（16,000円）
- ✂ 開設者が法人の場合：法人の登記簿謄本（6か月以内）（原本提示）

(例) 美容所 構造設備概要

消毒済み器具保管場所

汚染を受けないよう密閉された場所に保管。

毛髪箱、汚物箱

各々別途に備える。
各々ふたつきのもの。

未洗浄布片入

消毒設備

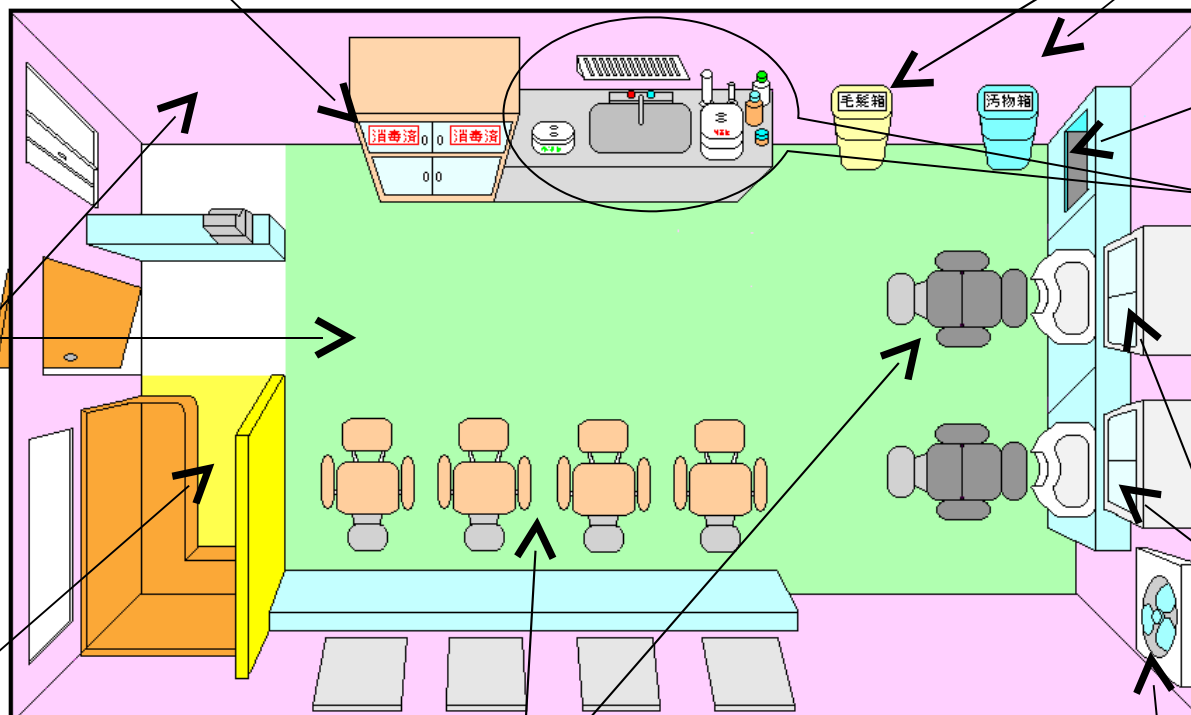
流水装置のある洗場。
消毒薬・計量器具。
未消毒器具容器。
器具消毒用容器。
器具乾燥棚等を備えること。

洗浄・消毒済み布片格納棚

汚染を受けない様、扉などがついた場所

床・腰板

コンクリート、タイル、リノリウム又は板等不浸透性材料とする。



客待ち場所

- 作業室には、作業中の客以外みだりに出入りさせない。
- 作業室と明瞭に区分する。

美容いすの台数・作業室床面積

- 1 作業室の面積は9.9㎡以上であること。(内法により算定)
- 美容いす(セットイス、シャンプーイス、うちのりコールド待ちイス等)は、作業室面積9.9㎡の場合、2台まで、さらに、美容いすを1台増すごとに3.3㎡を加えた面積以上とする。

採光・照明・換気

採光、照明及び換気を十分に確保。
作業面は、100LUX以上。
室内の炭酸ガス濃度は0.5%以下。

美容所の各種申請・届出手続きについて

～下記のような場合には申請や届出が必要になります～

◆ 新規開設届

- ✕ 開設者が変わった。（個人→法人・法人→個人なども含む）
- ✕ 施設を移転した。（仮店舗も含む）
- ✕ 施設を大規模に増改築した。等

必要書類

- * 「開設までの手続き」をご覧ください

◆ 変更届

- ✕ 法人代表者が変わった。
 - ✕ 施設を小規模に増改築した。等
- 台帳記載項目が変わるときには変更届が必要になります。
台帳記載項目とは、お店の名前や、営業者の住所、面積算定にかかわるもの（イスの数など）となります。

* 施設の変更は事前に保健所に相談してください。

必要書類

- * 変更届
- * 変更した内容のわかる書類（登記簿謄本や、施設設備図面）

◆ 従業員変更届

- ✕ 従業員の**新規雇用**、**異動**、**退職**があったとき。

必要書類

- * 従業員変更届
- * 有資格者の免許証（本証提示）、医師による診断書（結核と伝染性皮肤病疾患が無いとわかる**3か月以内の発行のもの**）

◆ 承継届

- ✕ 開設者（個人）が死亡し、相続をした。
- ✕ 法人が合併・分割した。

必要書類

- * 承継届
 - * 戸籍謄本（被相続人及び相続人全員の関係がわかるもの）
 - * 相続人全員の同意書（相続人が2人以上の場合）
 - ❖ 相続人の範囲：配偶者、子、直系尊属の兄弟・姉妹
- 被相続人死亡後、遅滞なく届出をしてください。
法人の合併・分割による手続きについては事前に相談してください。

◆ 廃止届

- ✕ 営業をやめた。等

必要書類

- * 廃止届 ・ 店舗の確認済証

器具類の洗浄と消毒方法

カミソリや血液の付着した器具類
また血液が付着した疑いのある器具類

十分に洗浄する

エタノールによる消毒

76.9~81.4%

次亜塩素酸ナトリウム
による消毒

0.1%

煮沸消毒器による消毒

沸騰させる

溶液中に10分間
以上浸す

2分間以上煮沸する

血液が付着した
タオル類は破棄する

消毒する場合は洗浄後

上の消毒法に
替えてもよい

血液が付着した疑いのない
器具・タオル類

十分に洗浄する

逆性石ケン液

0.1~0.2%

グルコン酸クロルヘキシジン

0.05%

両性界面活性剤

0.1~0.2%

次亜塩素酸ナトリウム

0.01~0.1%

溶液中に10分間
以上浸す

エタノール

76.9~81.4%

蒸気消毒

80℃を超える蒸気

紫外線照射

85 μ w/cm²以上

綿に含ませて拭く

10分間以上触れさせ

20分間以上照射

消毒薬を洗い流し、
乾燥する

保管庫や器具棚へ
収納する

美容所の衛生管理

器具・布片類の清潔	ハサミ・クシ・ブラシ・タオル等は一客ごとに取替え、適正に洗浄・消毒したものを使用すること。
器具等の保管	洗浄・消毒済みの器具・布片類は使用済みのものと区別し、専用の場所に清潔に保管すること。
施設の清潔	施設は常に整理整頓し、清潔に保つこと。 床などの毛髪は一客ごとに清掃し、ふた付きの専用容器に集めること。
空気環境	開放型暖房器具等（石油ストーブなど）を使用するときは、定期的に換気すること。
作業衣等	作業中は清潔な作業衣を着用すること。
手指等の清潔	一客ごとに作業前に手指を洗浄・消毒し、清潔に保つこと。
健康診断	従業者は定期的に健康診断を受けること。

関係機関一覧

美容師試験・免許証・管理美容師講習会に関すること	
財団法人 理容師美容師試験研修センター沖縄県支部	
〒135-8507 東京都江東区有明3-7-26 有明フロンティアビル B棟9F	TEL 03-5579-0911
経営相談・融資相談・Sマーク等に関すること	
財団法人 沖縄県生活衛生営業指導センター	
〒901-0152 那覇市小禄2250	Tel 098-891-8960